

## 南アルプス学会 会則

### (名称)

第1条 この会は、南アルプス学会（以下、本学会という。）と称する。

### (目的)

第2条 本学会は、ユネスコエコパークの理念に即し、南アルプスの自然環境の保全と、それを支えてきた地域コミュニティ・文化の継承についても視野に入れた研究活動の活性化を図るとともに、学術研究を体系化し、その地域に住まうことを誇りに思う発見を目指すほか、世界に語りかけることができる国際的な「南アルプス学」としての発展に寄与することを目的とする。

### (取組)

第3条 本学会は前条の目的を達成するために、次に掲げる取組を行う。

- (1) 南アルプス研究者の連携促進
- (2) 研究者等の人材育成に関する取組
- (3) 南アルプス研究の体系化及びデータベースの整理並びに国内外に向けた情報発信
- (4) 「南アルプスを未来につなぐ会」、「一般財団法人南アルプスみらい財団」など南アルプスに関わる人や組織との連携による南アルプス研究の推進
- (5) 研究の課題、内容や方法についての意見交換
- (6) 研究課題の審査及び研究報告会の実施
- (7) その他、前条の目的に資する取組

### (組織)

第4条 本学会は、次に掲げる者をもって構成し、静岡県知事が委嘱する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 委員 20名以内
- (4) 招聘委員 5名以内

2 会長は、委員の中から静岡県知事が指名する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 招聘委員は、専門家やその他適当と認められるものがあるものを会長が招聘し、意見やアドバイスを求めることができる。

### (顧問)

第5条 本学会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

- 3 顧問は、会長からの依頼があった場合、本学会の企画運営、その他重要な事項等について助言を行うほか、提言を行う。

#### (委員の職務)

第6条 会長は、本学会を代表して会務を総括する。

- 2 会長は、課題事項等、協議が必要な事項が生じた場合、必要に応じて委員会とは別に協議、検討できる場を設置することができる。
- 3 会長は、その他緊急を要する事項について、専決処分することができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が特段の事由によりその任に当たることができないときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、第3条に掲げる事項に関する会務を処理する。

#### (任期)

第7条 会長、副会長及び委員並びに顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、変更等により、任期途中で新たに就任した者がある場合の任期は、他の現任者の残任期間までとする。ただし、招聘委員はこの限りではない。

- 2 任期が満了となる場合において、会長、副会長、委員又は顧問若しくは事務局から特段の申し出がない場合、新たに2年の任期が継続されるものとする。

#### (会議)

第8条 本学会の運営その他第10条に定める諸事項についての意思決定の場として、運営委員会を置く。

#### (運営委員会)

第9条 運営委員会は、会長、副会長及び委員並びに顧問（以下、構成員という。）で構成し、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、招聘委員を招集することができる。

- 2 運営委員会の議長は、会長が務める。ただし、会長が欠席する場合は、副会長が議長を務める。
- 3 運営委員会は、構成員の半数以上の出席（WEB参加を含む）をもって成立する。
- 4 運営委員会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前項の規定の適用については、これを出席したものとみなす。
- 5 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決する。
- 6 運営委員会は、会長が認めた場合は、書面により開催することができる。

(運営委員会の所掌)

第10条 運営委員会が所掌する議決事項は、以下のとおりとする。

- (1) 運営方針、事業計画等に関する事
- (2) 第3条に掲げる事項の実施に関する事
- (3) 委員の選任等に関する事
- (4) 本学会の改廃に関する事
- (5) 部会の設置及び改廃に関する事
- (6) その他、会長が運営委員会で議決すべきと認める事項に関する事

(部会)

第11条 運営委員会に、特定事項の検討等を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の部会員及び部会長は、構成員のうちから会長が指名する。
- 3 部会長は、部会の検討結果等について、会長に報告する。

(事務局)

第12条 本学会の事務を処理するため、事務局をふじのくに地球環境史ミュージアムに置く。

- 2 静岡県くらし・環境部環境局自然保護課は、本学会の円滑な運営を支援するため、事務局の運営等について、事務局と連携・調整を図る。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(補足)

第13条 この会則に定めるもののほか、本学会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 本会則は、令和4年2月15日から施行する。
- 2 本会則は、令和4年9月6日から施行する。
- 3 本会則は、令和4年11月29日から施行する。
- 4 本会則は、令和5年6月1日から施行する。